

「スズメバチの巣」 除去費用の一部を補助

市では、市民の皆さんの安全で快適な生活環境の保全を図るため、スズメバチの巣の除去費用を一部、補助しています。

スズメバチの巣を駆除業者に依頼して除去する場合、八千円を限度として補助金が支給されます。詳しくは、食品・環境衛生課にご連絡ください。

ハチからの被害を防ぐためには、ハチや巣に刺激を与えないようにしましょう。

問い合わせ：食品・環境衛生課環境衛生担当・TEL227-5103

広島平和記念式典への 参加者を募集します

市では、被爆地・広島市で行われる平和記念式典への参加者を募集します。これは、式典への参加のほか、平和資料館や原爆ドームなどを見学することにより、平和の尊さを学び、平和への思いを新たにすることを目的としています。

男女共同参画市民フォーラム

6月23日(土)～29日(金)は、男女共同参画週間です

男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会。この男女共同参画社会の形成に向け、国は平成13年に、6月23日からの1週間を「男女共同参画週間」と決めました。

ことしの標語は「いい明日は仕事と暮らしのハーモニー」。この時期には、全国的にさまざまな啓発活動が展開されます。市では、作家・中山千夏さんを講師に招いて、市民フォーラムを開催します。皆さんの参加をお待ちしています。

●市民フォーラム

講演…「女も男も人間らしく」

日時…7月7日(土)、午後2時～3時30分（開場＝午後1時30分）

会場…川越駅東口多目的ホール

定員…先着100人

申し込み…6月14日(木)から、整理券を男女共同参画課（本庁舎3階）・女性会館・連絡所・本川越駅証明センター・公民館で配布

*手話通訳・託児（2歳以上）があります。託児を希望する方は、6月22日(金)までに男女共同参画課に申し込んでください。

問い合わせ…男女共同参画課男女共同参画担当

TEL内線2441



中山千夏さん

す。

行程は、すべて団体行動です。途中からの参加・別行動はできません。なお、過去に参加した方の応募はご遠慮ください。

日程…8月5日(日)～6日(月)

(二泊二日)

定員…十五人（抽せん）

応募資格（次の要件をすべて満たす方）…市内在住で中学生以上

健康で団体行動ができる▼7月27日(金)の事前研修に参加できる

参加条件…参加後に感想文（八百字程度）を提出

参加費…五千円（旅費・宿泊費などは市が負担。諸雑費は別途）

宿泊…広島市内のホテル

応募方法…ハガキ（二人一枚）に住所・氏名（ふりがな）・生年月日・年齢・職業・電話番号を明記し、6月18日(月)（消印有効）までに〒350-8601川越市役所総務課「広島平和記念式典」係

問い合わせ…総務課総務担当・TEL内線2211

平成19年度・20年度 入札参加業者の追加登録を受け付けます

市が発注する工事・業務の請負・物品購入などの、入札参加業者の追加登録を受け付けます。

提出書類は、契約課（本庁舎三階）で配布します。また、市のホームページからダウンロードすることもできます。

詳しくはお尋ねください。
なお、市役所前駐車場や周辺道路の混雑緩和、また地球温暖化防止のため、来庁の際は公共交通機関をご利用ください。

対象：①新規登録Ⅱ平成十九年度・同二十年度の名簿に登録がない業者②登録内容の追加Ⅱ平成十九年度・同二十年度の名簿に登録がある業者で、業種の追加などを希望する業者

申請を受け付ける業種：①建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理業務（道路・河川・苑地・下水道）②物品、建設資材、維持管理業務

*①において、埼玉県電子入札共同システムのID・パスワードを取得していない業者は、新規登録になります。

受付方法…申請書類および添付書類を契約課に直接持参

受付日時…7月17日(火)～27日(金)（土・日曜日・祝日を除く）、午前9時～11時・午後1時～4時

問い合わせ…契約課管理担当・TEL内線2252

市県民税納税通知書 をご確認ください

自営業者や年金所得者など、個人納付の皆さんに「平成十九年度市県民税・県民税納税通知書」を発送しました。同通知書の二ページに、「所得・控除の明細書」がとじてありますので、内容をご確認ください。

税制改正による、平成十九年度の個人住民税の主な改正点

①所得税から住民税（市・県民税）への税源移譲が行われ、所得割の税率が10パーセントに統一されました。課税所得額において、二百万円までの部分の税率が、5パーセントから10パーセントに引き上げられたことにより、ほとんどの方の税額が増

えることとなります。ただし、所得税においては、これに対応する部分の税率が逆に10パーセントから5パーセントに引き下げられています。これらのことから、税源移譲の前後で、住民税と所得税を合わせた同一課税年度における税負担は、基本的には変わりません。

②定率減税が廃止になるため、税負担は増加します。今年度から、住民税所得割額の7・5パーセント（上限二万円）の減税が廃止されました。

このため、定率減税廃止により税負担が増えることになります。

③六十五歳以上の方の、非課税措置廃止に伴う特例

昨年度から、六十五歳以上で合計所得金額が百二十五万円以下の方に對する住民税の非課税措置が、廃止されています。ただし、平成十七年一月一日現在で六十五歳に達していた方には、下表の経過措置が適用されています。

合計所得金額が 125万円以下の方	市民税		県民税	
	均等割	所得割	均等割	所得割
平成19年度	2,000円	3分の2を課税	600円	3分の2を課税
平成20年度以降	3,000円	全額課税	1,000円	全額課税

家屋を取り壊したときは届け出を

建て替えや老朽化などで家屋を取り壊したときは、年内に届け出をしてください。

家屋の固定資産税は、毎年一月一日に所有する建物にかかります。ことし一月二日以降に家屋を取り壊した場合、年内に届け出があれば、来年度から固定資産税がかからなくなります。

登記をしてある家屋を取り壊した場合は、法務局に滅失登記の申請をしてください。
*住宅を取り壊して店舗や駐車場などにする場合は、土地の固定資産税が増額になることがあります。

問い合わせと届け出：未登記の家屋Ⅱ資産税課家屋担当（本庁舎二階）・TEL内線2368
▼登記してある家屋Ⅱさいたま地方事務局川越支局・TEL243・382

食中毒に気を付けましょう！

食中毒菌は身の回りのあらゆる所に潜み、油断していると家庭でも食中毒が起きてしまいます。下記のポイントを確認して、家族の健康を守りましょう。

つけない

きちんと手を洗っていますか？

手には見えない菌がいっぱいいます

- ・指輪や腕時計は外し、石けんでていねいに手を洗い、流水で洗い流す
- ・調理の前後だけでなく、小まめに手を洗う
- ・傷がある指やばんそうこうをした指で、食品に触れない
- ・キッチンをごみや汚れをためず、清潔に保つ

増やさない

食材は安全ですか？

食中毒予防は買い物の時から始まっています

- ・消費期限・賞味期限を確認し、新鮮な物を食べきれ的分だけ買う
- ・生鮮食品はすぐに持ち帰り、冷蔵庫・冷凍庫に入れる
- ・冷蔵庫や冷凍庫を過信せず、早めに食べるようにする
- ・調理後の料理を室温で放置しない

やっつける

よく加熱していますか？

食中毒菌は冷蔵や冷凍では死にません

- ・調理するときは、中心部までしっかり加熱する
- ・まな板・包丁などの調理器具は、肉・魚用と野菜用など、少なくとも2つ以上は用意する
- ・調理器具は、煮沸したり漂白剤などを使用したりして殺菌する

問い合わせ…食品・環境衛生課食品衛生担当・TEL227-5103

詳しくはお尋ねください。

問い合わせ：市民税課個人住民税担当・TEL内線2343